

事 務 連 絡
平成20年 6 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産トマト及びその加工品の取扱いについて

今般、米国ニューメキシコ州及びテキサス州において、生鮮トマトを原因とするサルモネラ症が頻発しているとの情報を入手したところです。

については、米国産トマト及びその加工品（トマトを原材料として使用し、未加熱のもの。）の輸入届出がなされた際には、産地及び国内での喫食方法等を確認の上、当該州産であって加熱せずに摂食される可能性のあるものについては、貨物を保留の上、輸入者に対しサルモネラ属菌に係る自主検査を実施するよう指導願います。